

# 大分県報

平成二十九年  
第二八九五号  
七月四日

(火曜日)

## 目次

### 告示

身体障害者福祉法による医師の指定	一
特定非営利活動法人の設立認証申請	一
土地改良区の定款変更認可(二件)	二
指定予定保安林(三件)	二
鳥獣保護区の指定に係る指針案の縦覧	三
鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧	四
鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催	五
鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	六
雑報	六
平成二十九年度行政書士試験の実施について	六

### 告示

#### 大分県告示第三百八十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

平成二十九年七月四日

大分県知事 広瀬 貞

診療科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
視覚障害	高木 真由	高木眼科医院 別府市駅前町五十五	平二九・六・一五
肢体不自由	中村 洋介	医療法人恵愛会 中村病院 別府市秋葉町八番二四号	〃

小腸の機能障害	江頭 明典	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター 別府市内竈一四七三	〃
肢体不自由	伊藤 弘雅	大分県済生会 日田病院 日田市大字三和六四三番地の七	〃
肝臓の機能障害	棚橋 仁	豊後大野市民病院 豊後大野市緒方町馬場二七六番地	〃
呼吸器の機能障害	後藤 昭彦	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ケ丘一丁目一番地	〃
呼吸器の機能障害	宇佐川 佑子	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ケ丘一丁目一番地	〃
呼吸器の機能障害	山末 まり	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ケ丘一丁目一番地	〃
平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由 ぼうこう又は 直腸の機能障害	天野 優子	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ケ丘一丁目一番地	〃

#### 大分県告示第三百八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十九年七月四日

大分県知事 広瀬 貞

- 一 変更申請のあつた年月日  
平成二十九年六月十九日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 大分県ウオーキング協会
- 三 代表者の氏名  
上田 孝吉
- 四 主たる事務所の所在地  
大分市高松一丁目九番十六号安松ビル二階

平成二十九年七月四日

大分県報(告示)

五 定款に記載された目的

この法人は、大分県民に対して、ウオーキングに関する事業を行い、ウオーキングを普及推進するとともに、自然を愛護し、自然に親しみ、健康と心身の涵養を図り、明るい社会発展に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
平成二十九年七月四日

土地改良区名	所在地	認可年月日
竹田市土地改良区	竹田市	平二九・六・二一

大分県告示第三百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
平成二十九年七月四日

土地改良区名	所在地	認可年月日
宇佐土地改良区	宇佐市	平二九・六・二二

大分県告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成二十九年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所  
日田市前津江町大野字大平一八八一番一、一八八一番二、一八八二番から一八八六番まで、一八九四番、一八九七番、一八九九番、一九〇〇番、一九〇四番、字坂ノ下三〇〇七番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字大平一八八二・一八八三・一八九四・字坂ノ下三〇〇七（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。  
平成二十九年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字小野字森ノ上一三三七番・一三七三番・一三七五番二・字池ノ本一三九四番・一三九五番二・一三九六番・一四〇〇番・一四〇五番一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字森ノ上一三五五番一、一三五五番二、一三六六番、字池ノ本一三八三番、一三八九番二、一三九〇番から一三九二番まで、一三九三番一、一三九三番二、一

三九七番、一四〇五番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字森ノ上一三五五番一・一三六六・一三七三・字池ノ本一三九四・一三九七・一四〇〇・一四〇五番一・一四〇五番二(以上八筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十九年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字山部字マタケノヲ一五五番一・字森首一五六番・字上畑一五七番一・一五七番二・字マタケノヲ一五八番一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、字岩首一五二番、字トヤ一五三番、一五四番一、字マタケノヲ一五五番二、字戸ノ上一六〇番一、字トヤ一六三番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百九十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第四項の規定により、平成二十九年指定予定の鳥獣保護区(名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針)の案を次のとおり定めたので、当該指針案を平成二十九年七月四日から同月十八日まで、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は縦覧期間が経過する日までの間に、当該指針案についての意見書を知事に提出することができる。

平成二十九年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

	<p>名称</p> <p>区域</p> <p>存続期間</p> <p>指針案を縦覧する場所</p>
<p>一 保安林予定森林の所在場所</p> <p>佐伯市本匠大字山部字マタケノヲ一五五番一・字森首一五六番・字上畑一五七番一・一五七番二・字マタケノヲ一五八番一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、字岩首一五二番、字トヤ一五三番、一五四番一、字マタケノヲ一五五番二、字戸ノ上一六〇番一、字トヤ一六三番</p> <p>二 指定の目的</p> <p>水源の涵養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p>	<p>杵築市大字南杵築の市道市駅錦江橋線と八坂川左岸堤防との交点を起点とし、同川の左岸を東に進み国道二一三号との交点に至り、同国道を北に進み県道大田杵築線との交点に至り、同県道を北西に進み市道西新町宮司線との交点に至り、同市道を北</p>

守江湾鳥獣保護区		<p>に進み県道成仏杵築線との交点に至り、同県道を東に進み市道大内山塩浜線との交点に至り、同市道を東に進み県道系原杵築線との交点に至り、同県道を南東に進み国道二一三号との交点に至り、同国道を東に進み市道美濃崎線との交点に至り、同市道を南東に進み市道黒岩線との交点に至り、同市道を南西に進み住吉浜の海岸線に至り、同海岸線を西に進み守江灯台に至り、同灯台から納屋漁港南側防波堤先端を見通した線で結び、同防波堤を西に進み市道納屋第一号線に至り、同市道を西に進み市道三川原北線に至り、同市道を西に進み国道二一三号との交点に至り、同国道を西に進み市道市駅錦江橋線との交点に至り、同市道を北西に進み起点に</p>	
		<p>平二九・一一・一から平三九・一〇・三二まで</p>	
		<p>大分県農林水産部森との共生推進室 大分県東部振興局農山漁村振興部</p>	
名称	区域	存続期間	指針案を縦覧する場所
	<p>大分市大字廻栖野の林道御座ヶ岳線と県民の森サイクリング道路との交点を起点とし、同サイクリング道路を南東に進み、県有林七七林班と県有地との境界に至り、同境界を南に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を西に進み、国有林と県有地の境界に至り、同境界を北西に進み、林道御ヶ岳線との交点に至り、同林</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>大分県告示第三百九十五号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項の規定により、平成二十九年年度指定予定の鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり定めたので、当該指針案を平成二十九年七月四日から同月十八日まで、次の場所に備え置いて縦覧に供する。 なお、当該区域の住民及び利害関係人は縦覧期間が経過する日までの間に、当該指針案についての意見書を知事に提出することができる。 平成二十九年七月四日</p>			
		<p>至る線に囲まれた八七二一ヘクタールの区域</p>	

		青少年の森鳥獣保護区特別保護地区	
道を北面に進み塚野山歩道との交点に至り、同歩道を北西に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を北西に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を北西に進み、山際谷歩道との交点に至り、同歩道を北西に進み、県民の森サイクリング道路との交点に至り、同サイクリング道路を東に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を北に進み、起点に至る一五八へクタールの区域		平二九・一一・一から平三九・一〇・三二まで	
佐伯市鶴見大字梶寄浦の佐伯市鶴見と佐伯市米水津との旧町村界と海岸線（最低潮位）との交点を起点とし、同海岸線を南西に進み、カツアジロの突端で佐伯市米水津大字		大分県農林水産部森との共生推進室 大分県中部振興局農山漁村振興部	
日時	平成二十九年七月三十一日 午後一時三十分	場所	杵築市役所 二階大会議室 杵築市大字杵築三七七番地一
意見聴く事項	守江湾鳥獣保護区（杵築市大字南杵築の市道市駅錦江橋線と八坂川左岸堤防との交点を起点とし、同川の左岸を東に進み国道二一三号との交点に至り、同国道を北に進み県道大田杵築線との交点に至り、同県道を北西に進み市道西新町宮司	大分県告示第三百九十六号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。 平成二十九年七月四日	浦代浦字芳ヶ浦と字八ヶ久保との境界に至り、同境界の稜線を北東に進み、佐伯市鶴見と佐伯市米水津との境界に至り、同境界を南東に進み、市道梶寄鶴御崎線との交点に至り、同市道を北に進み、下梶寄に通じる山道との交点に至り、同山道を北に進み、佐伯市鶴見の海岸線（最低潮位）との交点に至り、同海岸線を東に進み、平間の鼻を経て起点に至る線に囲まれた面積九五へクタールの区域
大分県知事 広瀬勝貞		大分県農林水産部森との共生推進室 大分県南部振興局農山漁村振興部	

平成二十九年七月四日

大分県報（告示）

線との交点に至り、同市道を北に進み県道成仏杵築線との交点に至り、同県道を東に進み市道大内山塩浜線との交点に至り、同市道を東に進み県道系原杵築線との交点に至り、同県道を南東に進み国道二一三号との交点に至り、同国道を東に進み市道美濃崎線との交点に至り、同市道を南東に進み市道黒岩線との交点に至り、同市道を南西に進み住吉浜の海岸線に至り、同海岸線を西に進み守江灯台に至り、同灯台から納屋漁港南側防波堤先端を見通した線で結び、同防波堤を西に進み市道納屋第一号線に至り、同市道を西に進み市道三川原北線に至り、同市道を西に進み国道二二三号との交点に至り、同国道を西に進み市道市道市道江橋線との交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた八七二ヘクタールの区域)の指定

大分県告示第三百九十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第四項において準用する同法第二十八條第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十九年七月四日

大分県知事 広瀬勝貞

日時	場所	意見聴く事項
平成二十九年七月二十七日 午後一時三十分	大分県庁舎別館 四階大会議室 大分市府内町三の一〇の一	青少年の森鳥獣保護区特別保護地区（大分市大字廻栖野の林道御座ヶ岳線と県民の森サイクリング道路との交点を起点とし、同サイクリング道路を南東に進み、県有林七七林班と県有地との境界に至り、同境界を南に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を西に進み、国有林と県有地の境界に至り、同境界を北西に進み、林道御ヶ岳線との交点に至り、同林道を北面に進み、塚野山歩道との交点に至り、同歩道を北西に進み、林

道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を南西に進み、林道穴田線との交点に至り、同林道を北西に進み、山際谷歩道との交点に至り、同歩道を北西に進み、県民の森サイクリング道路との交点に至り、同サイクリング道路を東に進み、林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を北に進み、起点に至る一五八ヘクタールの区域)の指定

鶴御崎鳥獣保護区特別保護地区（佐伯市鶴見大字梶寄浦の佐伯市鶴見と佐伯市米水津との旧町村界と海岸線（最低潮位）との交点を起点とし、同海岸線を南西に進み、カツアジロの突端で佐伯市米水津大字浦代浦字芳ヶ浦と字八ヶ久保との境界に至り、同境界の稜線を北東に進み、佐伯市鶴見と佐伯市米水津との境界に至り、同境界を南東に進み、市道梶寄鶴御崎線との交点に至り、同市道を北に進み、下梶寄に通じる山道との交点に至り、同山道を北に進み、佐伯市鶴見の海岸線（最低潮位）との交点に至り、同海岸線を東に進み、平間の鼻を経て起点に至る線に囲まれた面積九五ヘクタールの区域)の指定

○雑報

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力から、平成二十九年度行政書士試験の実施について、次のとおり登載依頼があった。

平成二十九年七月四日

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により大分県知事から委任された平成二十九年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成二十九年七月三日

大分県知事 広瀬勝貞  
一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯部 力

<p>一 試験日時 平成二十九年十一月十二日(日)午後一時から午後四時まで</p> <p>二 試験場所 大分大学 巨野原キャンパス 大分市大字巨野原七百番地</p> <p>三 試験の科目及び方法 1 試験の科目</p>	<p>試験科目</p>	<p>内容等</p> <p>憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成二十九年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。</p> <p>政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解</p>	<p>行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 四十六題)</p>
<p>2 試験の方法</p> <p>(一) 試験は、筆記試験によって行う。</p> <p>(二) 出題の形式は、「行政書士の業務に関する必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。なお、記述式は、四十字程度で記述するものを出題する。</p> <p>四 受験願書及び試験案内の配布と請求方法</p> <p>1 受験願書及び試験案内の窓口での配布</p> <p>(一) 配布期間 平成二十九年八月七日(月)から同年九月八日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。</p> <p>(二) 配布時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>(三) 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター、大分県情報センター、東部振興局、別府土木事務所、臼杵土木事務所、南部振興局、豊肥振興局、豊後大野土木事務所、西部</p>	<p>五 受験手続</p> <p>1 郵送による受験申込み</p> <p>(一) 受付期間 平成二十九年八月七日(月)から同年九月八日(金)まで</p> <p>(二) 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課(受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。ただし、九月八日の消印があるものまで受け付ける。)</p> <p>(三) 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)</p> <p>(四) 受験手数料の払込み 行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等(対象者のみ)</p> <p>2 インターネットによる受験申込み</p> <p>(一) 受付期間 平成二十九年八月七日(月)午前九時から同年九月五日(火)午後五時まで インターネットによる受験申込みは、九月五日(火)午後五時で終了し、午後五時までに入力を完了しないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので</p>		

注意すること。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは二十四時間利用可能。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにアクセスし確認すること。

（ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>）

最終日（九月五日（火））は、大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることとが予想されるので、余裕を持って早めに申し込むこと。

（二）受験手数料の払込み

ア 受験手数料の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みに限る。

イ 利用できるクレジットカードは次のとおり。

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

ウ 利用できるコンビニエンスストアは次のとおり。

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークル

K、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びス

リーエフ

3 受験手数料

七千円

払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等の天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しない。

六 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で受験に際して特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等）を希望する者には、希望する措置を行うことがあるので、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）に先立って一般財団法人行政書士試験研究センターまで相談すること。

七 合格発表の日時及び方法

1 合格発表の日時

平成三十年一月三十一日（水）午前九時

2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）する。

八 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

東京都千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館三階 電話（〇三）三二六三一

七七〇〇

大分県総務部市町村振興課行政班

大分市大手町三丁目一番一号 電話（〇九七）五〇六一二四〇八